

第1日目(12月15日)

議長(駒形正博君) ただいまから平成16年12月、南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は44名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、今定例会中、傍聴人の報道機関から議場内の写真撮影を行いたい旨の許可願がありましたので、傍聴規則第8条、ただし書きの規定により許可することにいたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号7番・樋口和人君、及び議席番号8番・南雲淳一郎君を指名します。

(「7番、了承」「8番、了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。本定例会の会期については、去る12月10日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定をいたしました。つきましては、本定例会の会期は本日12月15日から12月24日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日12月15日から12月24日までの10日間と決定をいたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長施政方針を行います。

市長 (施政方針を行う。)

議長 以上で市長施政方針を終わります。

議長 日程第5、報告第4号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長、笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原喜一郎君 (報告を行う。)

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行ないます。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

議長 次に総務委員長、牛木茂雄君の報告を求めます。

牛木茂雄君 (報告を行う。)

議長 ただいまの報告に対する質疑を行ないます。

岡村雅夫君 今回の震災で、よそのもっと大きな被害を受けた地域では、小学校とかこういった文教施設が避難箇所になっておるわけでありまして。今後防災計画も見直されるとい

うような話であります、そういった中で、今回の視察でそういった場所に指定するには、かなり無理があるなというような感覚で調査されましたか、それをお聞きいたします。

特に私が住んでおる大崎小学校は、ここにも報告がございますけれども、非常に体育館等も老朽化しておりまして、がりょうが崩れたりという平時でそういう状況があったわけでありまして、そういった「クラック程度」というようなとらえ方でいいのかどうか。ひとつその辺をお聞きいたします。

総務文教委員長 最初の問題につきましては、考え方とすれば、確かにありましたけれども、実際問題として具体的にはそういうものに対応することはありませんでした。

それから大崎小学校については、時間の関係があり、被害が軽微であるという考えの下に調査を行いませんでした。最初は予定に上がっておったんですが、時間の関係がありまして、そこは見てきませんでした。

岡村雅夫君 私はこれで調査が終わったからといって、それで終わりではないと思います。さらに掘り下げて、文教施設等、体育館等が避難場所として想定できるかどうか、これは早急に見るべきであると思いますので、続けての委員会調査あるいは検討をお願いしたいと思います。

実際に大崎小学校のグラウンドには、近隣の方々が車で避難したわけでありまして、勝手に入るわけにはいかないわけでありまして、室内には入れないだろうというような感覚を持っておったと思います。ぜひともそういったほかの地域もこれから防災計画を練る中で、そういった強度については早急に調査をするよう、また委員会からもお考えいただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。以上で総務文教委員長の報告を終わります。

議 長 次に産業建設委員長、若井達男君の報告を求めます。

若井達男君 (報告を行う。)

議 長 ただいまの報告に対する質疑を行ないます。

岩野 松君 今の報告の中に、観光資源として六日町というかこの魚沼スカイラインのことは全然触れてありませんでしたけれども、当日そこにおられた方からスカイラインの道も随分ずたずただったということを知っておりますけれども、そういうことへの調査、報告、それから質疑などありませんでしたでしょうか。

若井達男君 全くありません。委員会の段階で調査事項にもあがってきておりませんでしたし、当日も全くありません。

笠原幹夫君 施設災害の関係で、五日町スキー場のことが質疑の中で触れられていますけれども、私どもも現場を見て、上の方の崩落については今年度はとても仕事なんてできな

いだろう、営業なんてできないだろうと、そういうふうに見たわけです。しかし、できないだろうで済ませてられない、方向付けはやらなければいけないと。もちろんこれは、厳密に言えば民間資本でやっている所ですから、公が手を出せないという状況もあるかと思えますけれども、今までの歴史的な経過から言えば、行政がかかわってきたということもありますので、方向付けではやはり知恵を出したりということが望ましいと思うのですが、委員会ではそれらについて、具体的な話が出たのか出ないのかお聞かせを願いたいと思います。

産業建設委員長　　今ほどの笠原議員の質問でございますが、やはりそのようなお話はございました。そして今ほど笠原議員がおっしゃるように、やはり議論の中でも同じ意見が出ました。民間企業にどこまで行政として、タッチできるかというようなことでした。しかしながら、そうは言っても大事な基幹産業の1つである五日町スキー場であるということで、その辺を含めた中でこれから十分な対応をそれぞれ協議した中でやっていかなければならないという、そういった協議がございました。

石原健一君　　1点お伺いします。質疑の中で融資制度を積極的に検討していただきたいというような質疑があったわけですが、それに対して具体的なこういう制度をやりたいとかそういう答弁があったのかどうか。要するに商業はそのあれが出てくるのがこれからだと思うんですね。ちょうど年末にかかったり、繋ぎ資金というのが大変重要になってくるということで、そういう具体的な制度を検討しているのかどうか、答弁があったのかどうか。

産業建設委員長　　やはりこの問題も大変重要な問題でございますが、質疑はありましたが、具体的な取り組み等についてどうこうという質疑はございませんでした。

産業建設委員長　　このときの委員会ではございませんが、今、観光協会の方、また市、それから各種関係団体の方としまして、この風評被害を少しでも最小限に押さえようということで、キャンペーンが実際始まっております。そのうちの1つとすると、今月の23日から28日までに神田商店街の方に行って、これはまず1つはパンフだと、そういうことでそれをダイレクトするというようなことで、どこまでの効果かはここでどうこう言えるものではありませんが、そのような形で始まっておりますので、その点を1点付け加えさせていただきます。以上です。

議　　長　　ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。以上で産業建設委員長の報告を終わります。

議　　長　　次に社会厚生委員長、種村俊夫君の報告を求めます。

種村俊夫君　　(報告を行う。)

議　　長　　ただいまの報告に対する質疑を行ないます。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。以上で社会厚生委員長の報告を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 日程第6、平成16年請願第1号 WTO・FTA交渉に関する請願を議題といたします。請願第1号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議長 日程第7、第25号報告 専決処分した事件の承認について(「平成16年新潟県中越地震」に係る災害被害者に対する南魚沼市税の減免の特例に関する条例の制定について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行ないます。

上村 守君 今この条文を見せてもらったのですが、つらつらと聞いただけでは非常に難しい内容だと思うんです。それで4条で別に記載した申請書を出さなければならない、そうしないと減免してくれない、と書かれているので、これを住民の皆さんに知らせる方法、これをどう考えているのか。かなり噛み砕いていいあんばいに書いたお知らせを出さないと、このとおり書いたのでは半分読んだだけで眠たくなりますから、どういう対策を考えておられるのか。周知の方法と申請の方法、これをまず聞かせてもらいたい。

それから震災から約2月たつわけです。この間にこの被害にあった人達の中には、市に対して「自分はこういう被害に遭ったよ」ということで、税務課等々に申請書の前に申告をしておられる方がいると思います。そこを税務課の職員はかなり見てまわって、実際にどの程度の被害があるのかというのは、一定程度把握をされていると思うんです。その中で、この対象者というのを もう専決してしまっていますからあれですが どの程度あって、今現在税務課で知りうる対象者はどのくらいだというふうに考えておられるのか、この2点を聞かせてください。

税務課長 お答えいたします。まず周知の方法でございますが、当然広報に載るように手配をいたしました。それで文言はもちろん要点を噛み砕いて書いてございます。もう1つのポイントですが、正直言って、被害調査をほとんど終えましたものですから、もう該当者がわかっているわけでなんです。ここにこう書いてありますが、実際には、半壊以上でないとならない。私どもは、対象者をもう既にあらってありまして、実際10名ほどであります。生活再建の説明会のときにご説明を申し上げまして、書類を受け付けてありまして、ご本人にこういう細かいことを申し上げてもあれですから、もう一括して申請書をお渡しして、それについて私どもが書き入れて調書はできております。ですので新しく広報をご覧になって「それでは」と言ってお手が挙げれば、それはまた私どもの方でもう1回見に行かなくてはなりません。現実問題としてはほぼもれなく該当者は拾えたというふうに思っているわけでございます。

2点目の被害状況でございますが、大変資産税係に難儀をかけましたけれども、先ほどの資料の中にございましたので、あの数字が全てです。ポイントとなる数字は、議員ご存知で

すけども、実際行って調査した数は全部で350です。ほとんど中まで見ました。その結果、カウントしてございますけれども、全壊が5、大規模半壊はございません。半壊が5です。ただしこれは住宅でございます。一部損壊が259でございます。269という数字でございます。それぞれもう始めからというか、最初の1週間ぐらいはだめでしたが、1週間後からは、県から示された認定基準で、中まで見させていただいた家が大部分でございます。ですのでおそらく広報をご覧になって、お申し込みになった方に対する漏れもないし、今申し上げたようなことで把握はそう差異がないというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします、

上村 守君 今回の対応については、税務課長の報告のとおりでいいと思うんですが、地震というのは終えた治まったがない話でありまして、またいつ震度5がくるか7がくるかわかりませんので、そういう意味では今回のことをきっちり各行政区の区長さんに引継ぎができるような体制と言いますかね。今回は専決ですよ。しかし次の災害等が起きたときに、「町ではこういう対応をするんだ」という今回がいい手本になったと思うんです。そういう意味では各行政区の区長さんに 私にもいろいろ震災のときに、「おらの家は壁の中にひびが入ったのだが、これは市役所の方に報告をしてちょっとは何かしてもらえるのだろうか」というような問い合わせがありました。私もその現場をそれぞれ見たわけではありませんで、「とりあえず写真を撮っておいてくれ」と。壊れたところの写真を撮っておいてくれと、直したあとの写真を撮っておいてくれと。あとは業者の皆さんから直してもらった見積もりを残しておけと。あとで市役所の方でそういう調査があるだろうから、報告をしなさいというような指導をしたんであります。今回の震災というのはある意味では、将来にわたって貴重なものを残しているわけです。「このときの震災ではこういう対応があった」ということが、各行政区で引継ぎができるようなものを、きっちりやっぱり作っていただいておりますので、というふうに思っております。その辺を含めて、行政区の区長さんとよく対応を協議してほしい、というふうに思っております。以上でございます。

関 忠良君 私も関連してご質問申し上げますが、実際に今の各3委員会の報告を見ましても、公的な施設とかあるいは公的な道路、水道とかそういうものに対する被害額の概算は示されておりますけれども、やはり正直言って、今回の地震は一般住宅でよく調査すれば、どこの家でもなんらかの被害を受けていると。しかもその中で100万円単位の被害を受けているものが、どこにでも該当するというのが現実だと思っておりますよね。したがってただこの支援法の中には、半壊とか大規模半壊とか全壊とかという制限があって、対象がなかなか絞られてしまうというところに私は問題があると思います。ですがいずれにしても、例えば私の隣の方はブロックが崩れ亀裂が入って、今、復旧工事に100万円以上かかってます。私も建更を通じて調査してもらったら、100万円以上の査定がでています。しかし、生活に支障があってそこにはいつている危険家屋ではないという中です。そういう個々にはいろんな状況があると思うんですけれども、特に高齢者世帯は補修するにも所得がない。したがって再建に非常に困難な状況がうまれているわけですが、こういうことに対しての特例

条例は制定しても実態はなかなか救えない、この現実をどういうふうにかこの行政としてカバーをしていくことができるのか、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

税務課長 お答えいたします。議員のおっしゃることが一般住民の実感であろうということは私も感じております。なぜこれほどその枠が厳しいのかと申しますと まあまあそんなこと言うと議員ご存知のことですから、あまり言っちゃならんことでございますがやはり自助能力が第一で、非常に制限された方が対象であります。これは認めざるを得ない。次に現実問題、ではどこまでやればいいのかという線引きをするのがなかなか難しいものですから、これもお答えにならんかもわかりませんが、各自治体の判断にある程度任された格好になっています。そうすると、各々の自治体が国の支援なくして、いわゆる手厚くやるのが現実には可能かということになるということ、誠に厳しいものがあるというふうには考えますけれども、私どものお答えできる範囲はこの程度でありますので、誠に恐縮でありますけれども税務課長としては以上の答弁をお願いしたいと思います。

市長 今のご質問でありますけれども、極力そういう部分に対応しようということで、先ほど施政方針の中でちょっと触れておりますけれども、義援金の配分、これらを極力ですね、皆さん方に配分をしたいということです。ただ配分委員会の皆さん方の結論がどう出たかまだ私がちょっと伺っておりませんが、あるところでは、一部損壊といいますが、被害を受けた方には家屋には全戸配分しようとかですね、あるいは20万円以上かかった方にはいくらかの配分をしようとか、いろいろやってらっしゃるようであります。わが市もそれらの実情を全部調査をいたしまして、先般配分委員会を開催させていただいて、その皆さん方の結論を待っているところであります。そういう部分で救済と言いますか、援助できる部分はやっぱりやっていこうと。これはあまり法律の枠といいますが、そういう部分がない部分もありますので、それは中で対応できるものは対応していきたいという考えであります。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。第25号報告、専決処分した事件の承認について(「平成16年新潟県中越地震」に係る災害被害者に対する南魚沼市税の減免の特例に関する条例の制定について)は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第25号報告は原案のとおり承認されました。

休憩をします。11時5分に再開します。

(午前10時55分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時6分)

議長 日程第8、第26号報告 専決処分した事件の承認について(「平成16年新潟県中越地震」に係る災害被害者に対する南魚沼市国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について)を議題といたします。本案についての提案理由の説明を求めます。

税務課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。第26号報告 専決処分した事件の承認について(「平成16年新潟県中越地震」に係る災害被害者に対する南魚沼市国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第26号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第9、第1号議案 南魚沼市助役の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (説明を行う。)

議長 質疑を行いません。

岡村雅夫君 人事案件ですが、いま経歴を市長が紹介されましたが、次の議案続いての議案と人事案件になっていますが、経歴については、私の経験で旧大和町では経歴が配付されました。これから無記名投票という投票に準じてまでやるということですので、私は経歴は全て出していきたいと思えます。いかがでしょうか。事前に我々は、特に次の議案等も私はぜんぜん存じておりませんので、こうした会議のときはそういう予定だったというふうに私はとらえていたんですが、ひとつお聞きいたします。

議長 休憩をします。

(午前11時14分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時39分)

議長 日程第9、第1号議案に対する質疑を再開します。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います
すがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め討論を省略します。

議長 採決いたします。第1号議案 南魚沼市助役の選任について。本案は投票
により採決をいたします。

議長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は44名であります。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号
9番・牛木智恵美君、及び10番・岩野松君の両名を指名いたします。

(「9番、了承」「10番、了承」の声あり)

議長 投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名といたします。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と、
反対の方は反対と記載してください。なお、会議規則第127条第2項の規定により、賛否
が明らかでない投票については否といたします。

議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

議長 投票を開始します。議席番号1番から順次投票してください。

(投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたしました。

議長 開票を行います。牛木智恵美君及び岩野松君、開票の立会いをお願いします。
す。

(牛木智恵美君及び岩野松君立会いの上、開票)

議長 選挙の結果の報告をいたします。投票総数43票。有効投票43票。無効

投票0票。有効投票43票のうち、賛成42票、反対1票。以上のとおり賛成多数であります。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 日程第10、第2号議案 南魚沼市収入役の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第2号議案、南魚沼市収入役の選任について、本案は投票により採決いたします。

議長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は44名であります。

議長 次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号11番・牛木芳雄君及び12番・上村 守君の両名を指名いたします。

(「11番、了承」「12番、了承」の声あり)

議長 投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 配付漏れなしと認めます。念のため申し上げますが、投票は無記名といたします。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と氏名ではなく賛成、反対と記載してください。なお、会議規則第127条第2項の規定により、賛否が明らかでないものについては投票は否とみなします。

議長 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

議長 投票を開始します。議席番号1番から順次投票してください。あらかじめ申し上げますが、休憩時間に入りますがこのまま審議を続けます。

(投票)

議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

議 長 開票を行います。牛木芳雄君及び上村 守君、開票の立会いをお願いします。

(牛木芳雄君及び上村 守君立会いの上、開票)

議 長 選挙の結果を報告します。投票総数43票。有効投票43票。無効投票0票。有効投票43票のうち、賛成43票。以上のとおり全員による賛成であります。よって第2号議案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議 長 このまま第4号議案まで審議を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

このまま審議を続けます。

議 長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長 日程第11、第3号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行ないます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長 お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め討論を省略いたします。

議 長 採決いたします。第3号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は投票により採決をいたします。

議 長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議 長 ただいまの出席議員数は44名であります。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号13番・関 進君及び14番・笠原喜一郎君の両名を指名いたします。

(「13番、了承」「14番、了承」の声あり)

議 長 投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。念のため申し上げますが、投票は無記名といたします。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載してください。なお、会議規則第127条第2項の規定により、賛否が明らかでないものは否とみなします。

議長 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

議長 投票を開始いたします。議席番号1番から順次投票してください。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたしました。

議長 開票を行います。関 進君及び笠原喜一郎君、開票の立会いをお願いします。

(関 進君及び笠原喜一郎君立会いの上、開票)

議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数43票。有効投票43票。無効投票0票。有効投票43票のうち、賛成43票。反対0票。以上のとおり全員賛成であります。よって第3号議案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 日程第12、第4号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。森山幸子君の除斥を求めます。本案について提案理由の説明を求めます。井口市長。

市長 (説明を行う。)

議長 質疑を行ないます。

松田幸雄君 森山さんにつきましては、監査委員としては適任だと思いますが、現在社会厚生委員会の副委員長に就任しておられます。私は監査委員については、無益で公正な立場で監査にあたるのが適当かと思われませんが、その辺の見解を市長いかがですか。お伺いいたします。

市長 常任委員会の副委員長をお務めだということではありますが、そのことが特別公平さを欠くということにはまったく至らないというふうに、自分では認識をいたしております。ご提案を申し上げました。よろしくお伺いいたします。

議長 質疑を終わりにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終わります。

議長 お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第4号議案、南魚沼市監査委員の選任について。本案は起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立であります。よって第4号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長 森山幸子君の除斥を解きます。

議長 休憩をします。午後の再開を1時20分にします。

(午前11時20分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時20分)

議長 審議に入る前に福祉課長より発言を求められておりますので、これを許します。

福祉課長 (説明を行う。)

議長 日程第13、発議第7号 特別委員会の設置並びに調査の付託についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第7号 特別委員会の設置並びに調査の付託については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、選任第4号 市町合併調査特別委員会委員の選任についてを

行います。市町合併調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって市町合併調査特別委員会委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

議長 日程第15、第28号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第28号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、発議第8号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第8号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第9号議案 平成16年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

財政課長 (説明を行う)

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 2点ほどお願いします。宮保育所が6:4の予算配分で繰越になるわけですが、入園式あるいは卒園式、こういった場合に保育園本体の建物が使えるかどうか、これをひとつお願いします。

もう1点ですが、震災の支援であります。市税並びに国保についての減免措置がなされることわかりましたが、もうここまでくればその額が確定していると思いますので、その額を教えてください。もう一方の支援としては県と国の支援があるわけですが、今現在の程度の、なんと申しますか、額面どおりの支援が望めるのか。市税や国保の方は本当に微々たるものと私は思っていますし、今回もあとで発議があるわけですが、特別立法をきちんとした上で、国・県の支援があった場合とそうでない場合、どのように今後の支援について影響が出るのかちょっと教えてください。以上です。

保育課長 第1点目の宮保育園の建設に伴います2ヵ年継続の関係で、4月以降どうかという事でございますが、本来ならば単年度で建築を完了する事業内容でありましたが、国の都合で2ヵ年継続という内容になりました。実際的には既に現場では本体が建ちあがって屋根も全部葺いてありますので、雪の対応等もできております。ただ、事業の執行はそれ以上できないというような内容でございます。ですので、そこで執行の方は止めますが、4月以降の流れといたしましては、4月中に建物を完成をさせて5月上旬までに引越しを行う、という内容でございます。その後、旧施設の解体、あるいは園庭の整備等を行いまして、5月の末日頃には完了するという内容で、たまたま補助金の関係等で年度をまたがざるをえなかった、という内容ですので、4月1ヵ月間は東保育所との旧保育所での保育となりますが、流れとしてはそういうかたちで行っているところです。

税務課長 減免の額の件でございますが、議員おっしゃられたように、市民税もそれから固定資産税も4期のうち、あと1期しかないものですから、しかも計算してまいりますと、所得で全部違うんですけども、10名ぐらい。10名と申し上げました内2人は所得が多くておそらくこれは該当しないだろうと。そうなってくると、その一個一個でまた今度は計算をしてくんですけれども、額としては微々たるものだけ今申し上げさせていただきます。というのは、損害の程度が、被災認定基準と税金の認定基準が若干違うんです。そうは言ってもあんまり違うのはどうかというのがございましたものですから、よその状況を聞いてみますと、被災認定がというと半壊が、損害額で20パーセント以上と

なっています。先ほど条例をお願いしたときに、30パーセントの損害ということになると、その調整がございまして、ようやくそれを今朝ほど打ち合わせをして事務方としては腹を決めたんですけども、まだ決裁をもらっておりません。私どもとしてみれば、ここへ来て、同じ一部損壊であるとか半壊でもってその片一方は20パーセントで片一方は30パーセントだという説明はあまりその馴染まないと思いますので、魚沼市さんと小千谷市さんが大体一律にあわせよう。十日町さんはおそらく30パーセントと20パーセントと分けるんだ、とこういう方針のように聞いておりますけれども、そこらを確認した上でやらせていただきたいと思っておりますので、若干金額については、留保させていただきたいと、こういうことでございます。

市長 特別立法の関係でありますけれども、皆さん方新聞紙上でそれぞれご覧になっているという、私もその程度の範囲しかわかりません。が、現在の法律の運用、解釈で相当の事ができるというふうに、国会議員の先生方はおっしゃっているようでありますし、泉田知事は「官僚にごまかされるな」なんていうところまで言ったということです。確かですね、こういう非常時でありますから、現在の法律の運用である程度のことはできるというふうに私は解釈しております。ですがなおきちんと裏づけができるためには、やはり特別立法があった方がいいということでもありますから、当然特別立法を求めていく立場には変わりございません。例えば、それがなくても、相当の、その災害復旧支援的なことは、国からしていただけるというふうに一応理解はしております。金額的なことについてはちょっとわかりません。

中沢俊一君 宮保育所の件ですが、私の聞き間違いじゃないと思いますけども、「入園式ぐらいはできるんじゃないか」というような、当時の町長答弁があったような気がします。これについて、保護者の方への説明をきちんとしてあるかどうか。今後の対応をお聞かせ下さい。

それから、特別立法の件ですが、やっぱり当初政府の方は、臨時的に应急措置は予算でやると。その後通常国会の中で立法化していく、というような発言をしたわけですね。それで新知事が、そこに非常に不安を持っている、私もそう思っています。あれだけの行政経験のある新知事ですから、その辺の立法化した部分としない部分では、かなりのその辺の逃げが私は出てくると思います。なもんですから市長からも、近隣の町村とよく連携をとって、特別立法の確保に向けて動いていただきたいと、このように要望しておきます。

保育課長 入園式の関係、あるいは保護者の説明はどうなっているかということでございますが、今ほど私申し上げましたように、事業が2カ年をまたぐ関係から、どうしても新年度の入園式については、古い、旧の宮の保育所の方で行わざるをえないと、いう流れになっております。なお、このことにつきましては、10月の段階でそれぞれ東保育所の保護者の皆さん、あるいは宮の保育園の皆さん方にその辺の事情をご説明申し上げて、理解をいただいておりますので、保護者の皆さんはそういう理解でいるだろう、というふうに認識しております。以上です。

岡村雅夫君 2点伺います。1点目は44ページの土地売払収入であります、その内容をひとつ説明を願います。

次に56ページ、あるいは72ページにあたる、合併振興基金についてお伺いいたします。一般的に基金というものは基金条例等を定めて、そして運用する、ということが常ではないかと思うわけではありますが、今回は基金を積み立てるための借り入れであるというふうにとらえるわけではありますが、これについてもう少し説明をいただきたいと思います。

企画情報課長 基金の方の説明を先にさせていただきます。

今議会の日程の中で、22日に基金条例の制定をする予定でございます。この合併特例債ですけれども、一応、市町村が合併するために、基金を設けるということが合併特例債の中にはソフト部分にあるわけです。それを今回14億円程度積立てる基金というふうにしておられるわけなんですけれども、これの上限の計算式につきましては、合併に伴いまして、町村の負担、数とか、そういったもので、計算するわけなんですけれども、標準基点規模の総額が、計算いたしますと、14億7,152万円ほどになります。そのうちの95パーセントが合併特例債ということでございます。それから5パーセントが県の地域づくり資金ということで借り入れて、総額がただいまの予算の中にあります14億7,100万円程度の金額ということで、この全額を基金として積立てる予定ということになります。これから市の建設計画はありますけれども、そのためのソフト事業についての資金運用という形でもって、基金借入れを先に行って、スムーズな町づくりをやりたい、というのが内容でございます。これについては、また22日の日の基金の方の条例制定案の中でも説明させていただきますけれども、以上、概略説明させていただきます。

財政課長 財産の売払収入の方でございますが、六日町の方では長森の公園用地、これは八海醸造(株)だったと思いますけれどもこの辺の売却があるというようなこと。それから幾つかのところではありますが、通常の赤線、青線の払下げ部分でのものもあるというようなことでございます。それから上原の保育園跡地を売りに出したわけでございますが、なかなか売れないというようなことでもございますが、この辺が1,400万円。それから東泉田の教員住宅が2,400万円。それから六日町中学校のグラウンドが900万円。その他いろいろのそうしたものを含めて一応5,500万円計上させていただいておりますが、売れるか売れないかの部分につきましては、その時点で売れなければまた補正をさせていただくというようなことになろうかと思っております。以上でございます。

岡村雅夫君 この土地売払収入については説明をいただきましたけれども、「売れるか売れないかわからない」というこういった説明がすぐにつくということは、非常にあやふやな予算と言っては申し訳ないですが、やはりこうして予算計上するからには、ある程度見込みがあるという説明がやはり欲しいと思います。これを要望しておきます。

次、基金条例を定めてということで、順番は逆にあって予算計上ということの説明だったかと思っております。ソフト面とかなんかいろいろ言われましてけれども、この建設計画というのは、我々が協議の中で報告をもらってるのは、双方の総合計画をそれぞれ列記して、そして

県の審査を受けたという程度のものではないかな、というふうに建設計画については、私は了解しているのです。そういった中でこの建設計画というものは、これから総合計画等をかためた中で、当然、これからの問題であるというふうにとらえます。

そしてもう1点は、さっき特別委員会もできましたけれども、「さらに塩沢町」ということがどんどん進んでいるわけでありますが、非常に基金等の借金で、と申しますか、この予算については非常に不確実な問題が多いのではないかな、というふうに思います。そこで、やはりちゃんとした総合計画なり建設計画をやった中で、「こういった事業をやる、こういった事業はちょっと先延ばし」というようなその論議の方が先になれば、ただ借りられるから借りるということでありますと、この基金に積んでいても、それが他に使えるわけではないのではないかな、というふうに。積立金ということは基金という積立ですので、その目的があるわけでありますから、予算が足りないから使える品物ではないわけであります。ですのであえてこの段階でこれをやらなければならないというのは、いかがなものかなというふうに思いますが、市長の見解を求めておきたいと思います。

市長 先程ちょっと説明を申し上げましたように、この基金の原資、果実ですね、果実、原資じゃなくて果実ですが、これをソフト面に運用しながら新市建設計画の実行の一助にしていこうということであります。今、岡村議員がおっしゃったように、なるべく早く大和地域においては地域審議会、そして全体的には総合計画審議会を設置をして、新市建設計画にのせた事業について、10カ年の総合計画を作ってもらわなければならないわけですね。その作る際にも、果実が運用できるわけですので、当然今ここで基金を設置をして、その果実をさっき言いましたように、ソフト面でありますから、例えばその審議会の、なんといいですか費用、あるいは早急に実施をしなければならないものの設計だとか、そういう部分も含まれてくると思います。そういうことに当てていこうということであります。順番といたしましては先程申し上げましたが、新市建設計画というのは、積み上げで約270億円を超える建設計画ができていますので、それをどこからどういうふうに行に移していくかという段階を早く迎えたいと。そのためには早く総合計画審議会を設置しなければならないということでありますけれども、今度は塩沢町さんがどうなるか、というこの部分もあります。ただそれはそれとして、今までの旧大和・六日町の部分については、特別そちらに関係のない部分で実行できるという部分もあるわけですので、その辺を総合計画の中で早く練っていただきたい。総合計画の審議会もなるべく早く立ち上げていきたいと、そういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

岡村雅夫君 先程の課長の説明でいきますと、14億7,052万円ですか、それが95パーセント。そして地域づくり資金で5パーセント。という100パーセントですよ。合併財政計画のシミュレーションの中で、100パーセント使うことという前提ではないと。財政計画からしてみると、60パーセントぐらいで抑えなければならないのではないかなという議論だってあったわけであります。そうしますと、やはりこの満額を借り入れをしておこして、そして基金としていくというあたりは、やはり無謀なところが出てくる、というふう

に言わざるをえないんです。ですから、ソフトの面でやるのであれば、もっともっと少ない数字で済むわけでありますので、そういう点で、いくら7割が補填されるからといひましても、3割については後年度負担がどうしたってくるわけであります。そうしますと、やはりもっともっと計画の方が先に行くべきであって、100パーセントまず借りるといふこと自体、これはいかなものかなといふふうに私は考えるんですが、所見を伺っておきます。

市長 新市の建設計画に用いる、建設用に用いる合併特例債、これは前々から申し上げておりますように7割、70パーセントを後年度、交付税でみてくれといふことです。この今の基金にするものとそれとは一緒じゃありませんで、これはまた特別に支援策があつて、その先ほど言った9割とか95パーセントとかですね、そして借入れたものを今度はこのまま積んでいたって今は1パーセントにもいかない利息でありますから、それをどう運用していくか。一般会計の方で運用するのか、それはこれからのまた皆さん方との相談でもありますけれども、そして運用益を出しながら、新市建設計画の、そのソフト部門をここでなるべく対応していこうといふことですから、その建設計画に充てる費用といふふうに理解をいただかないでいただきたい。別個にちょっと考えていただければありがたい。

笠原幹夫君 2、3点お聞かせ願ひたいと思ひます。

まず、72ページの最初にありますETCの購入助成金の関係ですが、その後にもまた取付道路等の建設費の関係が出てくると思ひます。私も合併のいろいろな話の中では聞かされていすけども、具体的に聞かされたことがないので、その計画とかそういうものがわからないわけです。確かこの助成金でなるべく皆がつけてくれと。機械をつけてやってくれといふ話が出てくると思ひますが、実際今どの程度進んでるのか、何台ぐらいやられてるのか。それから、利用率がどのくらいになった場合どうだといふ、確かあれがあると思ひます。あまり利用が少なければ、撤収しなければならぬといふ話も聞かされてるわけですが、その辺は実際数字的にはどうなのか、ひとつこの際ですので説明をして欲しいと思ひます。

それから、特例債と総合計画の関係、建設計画の関係。今ほど岡村議員からもお話がありましたけれども、やはり問題はその具体的な総合計画、いわゆる建設計画からくる総合計画が全くまだ見えてないものですから、いかんとも、ちょっと不安なところが出てきています。それで例えば、塩沢町が合併に参加すれば、1番最初にやるのは庁舎の建設だなんてことが、まことしやかに流れてみたりいろいろするわけです。それは人の噂やなんか戸を立てるわけにいけませんから、どうしようもありませんけれども、しかしそういうのが出てくるといふのは、総合計画で実施計画等がまだできてないといふところにやはり問題があるのだらうといふふうに考えます。

したがってそういう前に、この今回の14億円の基金といふものと、俗にいう特例債の建設計画に使えるような金との違いといひますか、そういうものは確かにあると思ひますけれども、しかしやはり計画がないのに借金して積立をするといふやり方について、みんなそんな形でやってしまうのかなといふ不安が、やっぱりどうしても拭い去れないといふ点があるわけです。具体的に、実施計画はいつ頃本当に作る予定ですか。その目途がありましたら。

例えば、「部分的にでも、ある程度その年度末までにはやるんだ」とかあるいは「年度を越えなければだめだ」とか、そういうそれぞれの計画があると思いますので、もし今ありましたらお聞かせを願いたいと思います。

それから、災害の方の関係、地震の方の関係ですが、いわゆる南魚沼市として法的には決まっていなくて、義援金と違うけど義援金と同じような性質をもつのかわかりませんが、南魚沼市としてこういう手助けをしたいとして、住民をやっぱり激励をして、「元気でやろうじゃないか」というひとつの足しになるような何かを考えているのか。県が、あるいは国がいったものを、該当したものは該当させます、適用させます、それだけで終わるのか。今大変なところへきている川口だとか小千谷とか長岡等もそれぞれ自治体独自のいろいろな施策も織り込んで、住民を励ましてるという状況もあるわけですので、そういう点で南魚沼市というのは、そういうことは全く考えないのかどうか。

特に、私どもがまわってみますと、かなり壁が落ちたとか、屋根の瓦のグシがみんなふっ飛んでしまったとか、外壁が落ちたとか、そういうのはかなりあるんですね、被害として。しかし、テレビで連日、川口などの状況を見ますと、「俺らのところは文句なんか言っちゃいけない」という気持ちになっていることも事実です。したがって少しずつそういうのを修理すると、すぐにでもかなりの金額があがるんです。ところが、先程ちょっと触れましたけれども、もし現状維持といいますが、災害復旧は現状維持、改良部分は本当は認めないというのが災害復旧だそうですので、じゃあ例えば壁が落ちたときにどういうふうにして直すか。現状維持といえば同じ色の壁を塗ってすればそれは現状維持だと思うんですけども、しかしその部分だけなかなか直すということではできないから、例えば、パテで穴をふさいで、上へクロス貼るとか、そういうことをして皆やるわけですね、替えるのは、そういうのはじゃあ、全額認められるのか。そういうことがわからないわけです、一般の町民はね。現実の問題としてそこへぶつからないと。したがって、うちはこのくらいかかったけれど、はたして対象になるのかな、という問題がおきてくる。特に、半壊だとかそういうのはまた別ですけども、その一部損壊ですね、これをどう見るかというのはやっぱりきちんとした行政が対応しないと、またいろいろ問題がでると、私はそう思っています。なかなか基準というものががないものですから。20万円という金額の基準はありますけれども、そういう点をどのような指導をしていこうとしてるのか、お聞かせを願いたいと思います。以上です。

市長 総合計画及び大和地域の地域審議会の件であります、今議会を終了いたしました、大和地域の審議会につきましてはなるべく早くということをお願いしてあります、なるべく早く。地域のまた選出の議員の皆さん方にも、人選といいますがご推薦等も願いたいというお話は、一応議長の方には申し上げておりますが、これからそれぞれお願いしたいと思っております。

総合計画につきましては、今議会で塩沢町との法定協議会の設置が議決をいただきました、それを機に具体的に、いわゆる今の南魚沼市の総合計画の審議会の発足を極力早めに考えたいと思っております。できれば年度内には、本来は大体1月頃いつも総合計画審議会を

やるわけですので、新年度予算にある程度反映をさせたいという部分も出てくるわけであり
ますので、でき得る限り早くと思います。ですがちょっとどうも1月までには無理という感
じがいたしておりますが、遅くともできれば年度内に、これは塩沢町さんとのことはいった
ん別にして、設置をしていきたい。ただ人数が今限られてるわけでありますので、塩沢町さ
んが入ってきた場合にも、例えば塩沢町さんの方からも何名かの委員が選出いただけるよう
な、そういう範囲の中での設置も1度は考えなきゃならんかなと。その辺を今模索中であり
ますが、極力早めにといい思いで今、事務の方に指示をしておりますので、よろしく願い
いたします。

この、震災に対する、市独自のということでしょうか。先程ちょっと触れました義援金の
配分方法については、後段のご意見でありますけれども、これは極力やはり該当させたいと
いう思いであります。ただ、グレードアップをしたものを全て対象にするということは、こ
れはやはり公平不公平の部分、公平の観点からいいますと、ちょっとそれにもとりますので、
そのグレードアップ部分はちょっと勘弁していただきたい。ただ、極力拾い上げて、「なる
べく大勢の皆さん方に、この義援金を少しでもやっぱり余計配分したい」という思いであり
ますので、そんなにいちいち細かいことにこだわらない方向に持っていきたいと。ただ、さ
っき言いました「馬鹿げに不公平であったぞ」というようなことにならない、ここに一番力
点を置かなければならないと思います。簡単にいいますと、先程課長が申し上げましたよう
に、グレードアップ部分はちょっと勘弁を願いたいという、その点から始まっていきたいと
思っております。なお、配分委員会等の皆さん方の審査的なこともあるかと思われまますので、
その辺はまた、そういうことでよろしく願いしたいと思っております。

独自策につきましては、個人的な部分について、例えば、農地の復旧、これらも小規模災
害に該当しないという部分がございます。しかしながら、今のままでは作付けができないと。
そういう部分を今拾い上げております。あるいは、観光施設的な部分もこれからやはり相談
していかなければならない。全然、市が対応しないということにはならないと思いますので、
極力そういう部分が国・県の補助の対象にもならないどこからも救われる道がないと、こ
ういうことも確かあるかと思われまます。そういう部分についても、市の方で極力対応をしなが
ら、この地域の産業の衰退につながらない、そういう方向を見出していかなければならない
という考えでありますので、またよろしく願いいたします。

企画情報課長 前段のE T C車の購入の件をご説明いたします。

旧大和地域で10月25日までにこのE T C車の補助事業を行ったわけですが、実績
が大和の分が189台ということでございました。この後、新市に引き継ぎまして、今日の
広報に出るわけなんですけども、補助要綱を市の方でも引き続いて行いたい、というような
ことで、車載機の購入、それに伴います取付料に対して1万円以上かかる経費につきまして
5,000円を補助するという内容でございます。今回の予算の中には大和町部分を除いた全
体で490台分の総額ということで、今回の予算が225万円というふうになっております
けれども、これについては旧大和町の取扱いと同様なことを考えまして、市の方でも行うわ

けです。旧の場合は、業者の指定があったわけなんですけども、取り付け業者は取り払って、どの業者から購入しても対象にするということになりますので、今回広報等で見まして、皆さんからまたご活用いただければありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

インターの通過、1日200台を予定しております。そういったことで社会実験を行う予定だったんですけども、この地震のために若干遅れてるというようなことで、年度が明けた頃、社会実験に入る予定になっております。これについても、長岡国道事務所等々とまた協議しながら進めていきたい、というふうに思っておりますので、よろしく願いします。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。122ページの緊急地域雇用創出事業についてお伺いいたしますが、この、八海山はな苑、それから雪像・雪灯籠制作事業について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

商工観光課長 122ページの下の方から1行、2行のところがございますが、八海山のはな苑のことでございます。ここにつきましては旧国土計画の土地をございまして、かつては開発行為をやりたいということで土地を持っておったわけでございますが、現下の状況のなかではできないというような形の中で、単地化といいますか山みたいな形になってございました。ということでその場所をお借りするような形で、整備をしたらどうだということで、地元の観光協会と八海山の民宿組合、それから(株)国土の皆さん方が相談をされたようでございまして、とりあえず雑木を取り払っていただきまして、それから花の種を供給するなり苗を供給して、そういう場所を1回整備してくれというような要望の内容でこれをやってございます。一応額としては1,200万円ほどを予定してございまして、今のところ2業者にこれを発注いたしまして概ね完了に近いような状況かなというところでございます。

それからその下の雪像と灯籠の政策でございますが、六日町の駅から雪まつりの会場に灯籠を作ってその間に雪像を作る、というような形で、若干今の雪まつりをもう1回見直しをする中でグレードアップをしてみたいというような考え方でやってございまして、まだ詳細は決まっておりませんが、要は駅前から会場までそういうものを作成して、来たお客さんに喜んもらおうというような内容でございます。

笠原喜一郎君 花事業から先に質問させていただきます。この事業については緊急雇用ということですから、繰り越しはできないわけですね。今、雪が降らないわけですから業者の方が整地をしている部分がありますけども、ではそれを花を植えて、そして管理はどうなんだといったら、それについてはないんだと、それはボランティアだ、ということでありました。民宿組合の皆さん方も、これは賛否両論あったと。昨日も担当の方がいましたので聞いた中で、別に反対なわけではない。けれども2ヘクタールもの敷地のところへ花を植えてそれを自分たちで管理をしるというそれはみんな無償だ、という中で良いことに越したことはないけども、これがはたしてどのくらいかかるのかというようなことで、なかなか心配をしていた部分があります。

もうひとつのこの雪灯籠についてもですね、確かに駅前から雪祭り会場まで雪灯籠を作る、

それはないよりはあった方がいい。しかし、これは緊急雇用でありますから1年の事業ですね。では来年どうなんだと。やはりいくら県からの補助金、まあ100パーセントの事業であっても、その事業をやることによってある程度の効果を生み出すという部分、あるいは来年にどういうふうにつなげるかという部分を、きちっとやはり作った中でやらなければ、私は事業の無駄遣い。ましてやこれは県の事業の中で、今、中越地震で他にお金をまわすところはたくさんあるはずなんです。今のこのものは急に出てきた。それは事業をやる場所がなくて、まあどうだということが出てきたというふうに、聞かせてもらったわけですが、やはり県も姿勢を改めなくちゃならないと同時に、それを受ける市も、どうせやるならばこの事業をやることによって、どういうふうにつなげていくか、ということをやはりきちんと作った中で、事業をやっていたらべきだろうと思います。その辺をもう一回お聞きいたします。

商工観光課長 おっしゃる部分、当然でございます。私もこの事業を聞いたときには、雪降り前にこれが本当にできるのかということ、実は危惧したわけですが、確認をしたら、べいめいはつけるが、雪が降ってできない段階でそれは打ち切りだよと、というようなことで県の方から伺ったという話がございまして、そういうことであれば、やったところまででいいのだな、というので私の方もOKを出したわけでございます。ただ、これは私どももそうなんですけれども、なにかをやったからその後のことは全部また面倒見ましようということで、やっぱり地域のまた振興というか、そういう部分もないわけですし、いつも市役所ダミーというような形になるわけでございます。ですから、私どもは今この事業を入れていたという考え方の中には、ひとつのきっかけとして、地域の皆さん方が、改めて考え直していただきたいと、というような意味を含めましてこれを採択をさせてもらった内容でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、八海山の方の関係につきましては、実は私も昨日八海山の民宿組合の会合がございましたので、そこに行って、これも私どもが無理やりお願いをしてやらせたんだよ、ということではないはずですので、「きちんとこの後の、管理も含めて、また協議をしてくださいますよ」ということで話はさせていただいております。ですので私の方で、やったけれどもあまり効果が出ないということのないように一応確認をさせていただくような形で今後もしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小島正明君 3点ほど質問させていただきます。45ページの一般寄付金。先程県からの義援金の配分につきましては、配分委員会でそれぞれ用途は説明がありましたのでわかったんですが、この中に入ってまいります震災災害見舞金、これのいわゆる配分といいますか使い道といいますか、方針が出ていたらひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから先程出ていますいわゆる合併特例債の基金の問題なんですが、これは合併支援の中で基金造成に対する財政措置ということで支援制度があるわけでありまして、これから条例が後日出てくるわけです。その中身を見ますと先程市長の答弁の中にありましたように、この基金の場合はあくまで運用益、運用益を一定目的に使っていくんだというふうな目的で

あるようです。また例えば繰替運用、繰替運用できるけども必ずその場合には確実に基金に戻す、というふうな中身になっているわけですが、最初作る基金の元金。元金には手をつけてはならないのかどうなのか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからもう1点この合併の関連で、合併に対する財政支援の中で、合併直後の臨時的経費に対する財政措置という制度があるわけですが、これは一応普通交付税で措置をするということですが、ちょっと前の資料ですけれど、南魚3町の場合には5.3億円、5ヵ年でということなんですが、2町ですからこの金額はかなり下がっているとは思いますが、今回のこの普通交付税の中に、いわゆる合併直後の臨時的経費に対する財政措置という支援制度がこの交付税の中に入っているかどうか。この3点だけちょっとお聞かせください。

財政課長　　まず1番最初のご質問でございますが、寄付金の中に災害見舞金ということで1,400万円、歳入になっております。先程ちょっと舌足らずで申し訳ありませんでしたが、義援金の方は県から町にきますが、町の予算を通さないで町がいったん預かった形でそれぞれの皆さんに配分すると、で、県の方には振込通知の写しか何かで報告しなさいというような指示になっていきますので、その部分は予算は一切取っておりません。それからこの災害見舞金につきましては、一応義援金というような意味合いのものの中にはあったんですが、そういう場合はお持ちいただいた方に、義援金であれば町としては今受け付けてないので、直接県の義援金の方なりあるいはいろいろの放送局なり、それからいろいろなところでそういう義援金を受け付けていましたので、そちらの方を紹介しました。義援金でない見舞金であれば、というようなことで町で受け入れさせていただいて、受領書の方もその人に差し上げていたという、そういうやり方でありました。この見舞金のその辺の意味合いは、義援金と主旨を違うというような理解をしております。そうはいてもいろいろ災害復旧にかかりますので、先程いろいろ国・県の支援事業がありますが、その町負担の部分に適用させていただきたいと。中小企業の貸付金制度にも相当、保証料の補給ですとか、あるいは貸付金制度での町の負担等もそれぞれ出てきていますので、そういう部分に該当させていただきたいと、こう思っております。

それからついでに交付税の方でございますが、一応交付税の中にはその辺の合併支援の部分は算定して予算計上させてもらいましたが、先般、県の方から、こういう災害が起きたので入れるは入れるんですが、また災害の方を優先するというようなことの意味合いがありまして、通常のこれは特交の方ですが、特交の方ではもう通常の4割ぐらいの支給になるから、そういう覚悟をしておけというような、事前の通知がありました。また12月交付の特別交付税の交付も先般マスコミで発表になったところでありまして、中でもやはり通常の12月交付の分は、3月の方へやって、とりあえず災害の方と合併のものは入れたというようなことを言っておりますけれども、中身的にはまだちょっとこう精査をしてみませんが、入るには入ると言っただけながらも、かなり減額されるような心配はしております。そういう状況でございます。

企画情報課長　　基金の運用益の関係ですけれども、先程から言っていますように、運用

益ということで・・・（「運用益じゃなくて基金の元金」の声あり）

繰替運用は、できるということですが、10年間が限定されていますので、その間は運用益が原則ということになります。その後は自由に使う、ということになりますので、新市の計画がこの辺あたりで調整ができますれば、その10年後にはそれを全部取り崩すということになります。

小島正明君　ありがとうございます。市長にちょっとお考えをお聞きいたしますが、先程の1,400万円の見舞金、まあ見舞金というと非常に窓口が広くて、今課長が言ったように「何に使っても」ということが考えられるんですが。先程来向こうでもいろいろ議論がありますように、例えば個人個人の被害をうけられた方にこれを配分する、ということは非常に難しいのかどうか。私の解釈とすればそういった被害にこれを配分できるのかなということ期待していたんですが、どうもそうではなさそうです。市長のその辺のお考えはどんなものでしょう。

市長　この見舞金につきましては、主旨がですね、やはり「旧大和町あるいは旧六日町に、今は合併しましたが南魚沼市のために、この災害を早く復旧してくれ、そのために役立ててくれ」という主旨がほとんどであります。ですので、当然町の中に、市の中に受け入れしますとそれをまた、もう一度個人に配分ということはちょっと考えづらい。公共的な部分で使わせていただきたいというふうに思っております。今日、実は東京県人会の皆さん方が、米山会長以下おいでになりました。どうしても旧六日町分と旧大和分で寄付したいのだと。だから市民の皆さんには広報等でそういうことをちゃんとやってくれと。やっぱりそういう思いでありますね、そういう皆さん方は。ですから、市の復興に、公共的な部分に補填をさせていただいたり、使わせていただきたいという部分でありますので、よろしくお願ひいただきたいと思ひます。

議長　質疑の途中ですが、休憩をします。3時15分、再開します。

（午後3時00分）

議長　休憩を閉じて会議を再開します。

（午後3時15分）

議長　第9号議案についての質疑を続けます。

若井達男君　2点ほどお伺ひします。この一般会計を全部まとめて、パッと説明していただいたものでなかなか私が聞き落としがあったんじゃないかなと思ひまして、その点はひとつお許しをいただきたいと思ひています。

ページは118ページ。この災害廃棄物処理事業費というようなことで、国庫補助をいただいた中で、この災害住宅の収集、運搬委託、当然そういう前段にはその分別が出てくるわけですが、この内容をひとつ、聞かせてください。

もう1点ですが、この歳入の方になります。ページで40ページですか、この家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金ということで2分の1、2億2,500万円ですか、倍にすると4億5,000万円ぐらいになるうかと思ひますが、この歳入に関わってくるのが、補足資

料にもあります、主な事業、新規事業等の中に出てくる広域有機センター建設事業の4億6,000万円に関係があるのかどうか。また全く別なものであるか、その辺の説明をあわせてお願いいたします。

環境課長　それでは廃棄物の補助金について説明させていただきます。

この事業につきましては、解体を除いて運搬、処理が対象になっております。補助率は2分の1でございます。ただ、分別が大変でして、市におきましては一応11の形で分別させていただいております。1番目が廃木材。2番目が細かいものの廃木材。3番目がコンクリート・ブロック等。4番目が廃プラスチック。5番目がトタン・ブリキ、ようは金属類。そして6番目が畳・絨毯等。7番目が焼き瓦。8番目が衛生陶器等。9番目がガラス。10番目が石膏ボード等壁等。そして11番目が解体残渣。に分類させていただいております。ただ、石膏ボードと瓦関係につきましては、収集場所がございませんでしたので、岡村リソースさんの脇に私有地がありましたので、そこに収集させていただいております。あとは木材を除いたすべてのものは、小出の環境センターの方に一応ストックして、あそこで仕分けをしてございます。以上です。

農林課長　それでは、家畜排泄物の利活用の件でございますが、ここに2億2,591万8,000円ということで、計上させてもらっております。これは資料の方の広域センターの4億6,335万円ということで歳出の方、計上してあります。このうち約4億5,000万円が補助対象事業費ということになっておりまして、その50パーセントということで計上をさせていただいております。

若井達男君　今ほどのその事業内容はわかりましたが、現実どちらのそういった解体家屋が出ておるのか。たいそうな、分別委託料が84万円、その11種類に分別されるという中で、手間がかかる、金がかかるといいながら少ない金額であって、反対に2,500万円も搬送料がかかると。どこからどこへ持っていくのか　これは今ほどの説明で小出のエコプラントですか（「島新田です」の声あり）島新田ですか。今、小出というようなお話だったものですから、小出であればエコプラントかなと思うんですが、これはじゃあ島新田の方へ持っていかれるということですね。そうしましたら、どこの現場のものが、現場というより地域のものがこういう形で出てきて、この2,500万円ほどの運送費になるのか。その辺を今ひとつお聞かせ願いたい。

そして、その解体の中に、先程も説明がありました石灰・瓦等は、他のところにおいて処分ではなくて一時置きをしておると。そのあとの石灰についてはどういった処理をされるか。確か石灰処理については、県内国内でも受付をするとり手は、出雲崎のエコパークでもとらない。私どもが聞いているところは、九州の大牟田の方まで持っていかなくちゃならない。1トン5万2,000円もかかる、というような話を聞いているわけです。それらがこの国庫補助の対象になってくるのかどうか。あとでやはり単独費で持ち出してやらなければならないのかどうか。そういう問題が懸念されますが、その点はいかがですか。それをひとつお願いします。

それから、この有機センター事業ですか、2億2,500万円と4億5,000万円、2分の1補助。そしてその中に、これは当初合併前には広域連合の方でやるというのを、これは大和の方のJAみなみですか、そちらが主体になってやるというような話も伺ったことがあるんですが、そのときに旧六日町とすると9,990何万円の負担金があると。そして、旧大和で2億円、塩沢で1億円あるという話を、とんかちな頭で薄らに伺ってきておるのですが、もしそういうことになったとすると、この補助金の2億2,500万円と各旧町の負担金の整合性はこういったふうに考えればいいのか。ただ、今私がこの事業が同じ事業であるかどうか、その辺のたてわけがについてはおりませんので、この有機センター事業について、旧町においてはそれぞれ負担金というものをもって、今年度予算にそれぞれ組み入れておったわけが、2町が1市になったということでそれはそれでいいわけですけど。その辺はどのように理解すればいいか、その点をまたひとつお聞かせ下さい。

環境課長　　まず被害の状況であります、大和町地域で全壊2、六日町の、これは押出と読むんでしょうか、あそこで3軒。あと半壊が、午前中にも説明がありましたが5軒ありますので、一応それを見込んだもので、計10軒で積算してございます。先程も言いましたが、石膏ボード、焼き瓦等はここで処分できませんので、先程議員さんが言われたとおり、出雲崎のエコパークの方に搬入になる予定ですし、今のところ補助対象になるように保健所を通じて指導をいただいております。

農林課長　　ただ今の質問ですけれども、まず最初に、当初は4町事業の中で広域連合というものがあるというようなことで、この事業についての事業主体は、最初広域連合がいいんではないかと。そういうことで私どもの方でも広域連合と若干調整させてもらったいきさつはありますけれども、広域連合においては、この有機センターというものについて、広域連合の方では少し受けられないというようなことになりまして、これは大和町が現在堆肥センターがあるわけですけども、そういうものの中から、大和町が事業主体となってやって下さいということになりまして、事業主体は大和町、旧大和町になっております。したがって、合併しましてそのまま南魚沼市というのが事業主体になるということでございます。ですので補助金につきましてはすべて南魚沼市が補助金の受け入れをいたしますし、塩沢町、湯沢町から負担金としてそれぞれ、今のところ800万円、塩沢町から約3,000万円という形で歳入としてみておるということでございます。ここの資料の4億6,000万円というこれは、市の事業費としてこのぐらいかかるということで歳出をあげさせていただいたということでございます。（「2億2,500万と関連があるかないかといっていますが、全然関連があると言わないが」の声あり）

農林課長　　当然、このうちの半分が補助金でございますので、それは関連性のある事業でございます。

若井達男君　　4億6,000万円の事業費の中で2分の1、2億2,500万円のその補助金を使うという形でやられるわけですね。そうすると当初の各町の負担金の扱いはまた、もうそれは他に考えていくと。そういったことでこの2億2,500万円は関連が、この建設

費の中の2分の1だということで理解すればよろしいと、ということですね。その前段に予算化されたものについては考える必要はないと。9,996万円だったか8万円、旧六日町とすると予算化しておったわけですが、そういったものは考えなくていいと、そういうことでいいわけですね。そういうことでひとつ答弁がありましたらまたお願いします。

今まだついでに、もう1件まだこっちで関連があります。先程、出雲崎エコパークに石灰を持っていかれるとおっしゃいましたね。（「石膏ボードです」の声あり）石膏ボードね。あそこはそれ受け取るんですか、石膏ボード。受け取ればいいのですけど。（「受け取ります」の声あり）はい、なるほどわかりました。それで結構です。ではひとつお願いします。

農林課長　もう1回説明させていただきます。まず事業主体は南魚沼市ということになります。したがって事業費の4億6,000万円ということでここに計上させてありますけども、執行は南魚沼市でさせていただくということになりますし、補助金の受け入れ先についても南魚沼市になりますので、この歳入の40ページに記載されております、2億2,500万円が南魚沼市として引き受けるということになります。それ以外の経費については、南魚沼市については一般財源になるわけですが、塩沢町、湯沢町については、それぞれ経費案分で徴収させていただくものを負担金として計上させていただいてるということでございます。

岩野 松君　今の関連をまず1点先にお伺いします。

118ページの災害廃棄物処理の問題です。私も2,640万円のうちの2,555万円が分別でなく運搬費だということで、該当する人たちが約10軒というふうに今説明を受けました。私も全くこういうことには素人なものでお聞かせ願いたいんですけども、解体するより運搬費の方が高いというのが常識かどうか、まず1点お聞かせ下さい。

もうひとつ地震関係のことでお伺いしますけれども、先程義援金の問題がいろいろ出ていました。義援金の考え方は、例えば国や県があれば今この全壊の人たちに300万まで、いろいろな補填やこれから生活する支援も含めて使える300万円とか、世帯だと400万円を限度というものがありますけれども、その他に200万円は義援金としてその世帯に、現金というかそういう形でおあげするというふうに理解してよろしいのかどうか、ということももう1回お聞かせください。

あと具体的にページ数でお願いします。98ページの「すこやか誕生祝い金」について、どういうことかちょっと説明で、わかりませんでしたのでお伺いいたします。

それと、120ページの「井戸台帳管理データベース作成事業」「基地台帳管理データベース作成事業」ということもあわせて・・・墓地ですか、すいません、墓地台帳。お願いします。みんな大和かもしれません。

それと198ページの総合スポーツクラブマネージャー業務委託料というのは、どういう内容なのか。以上です。よろしくお願いします。

環境課長　まず災害廃棄物処理事業費の方の下段にあります、84万6,000円というのがございますが、これは、分別が現場できなくて細かくなったものを、島新田の一角を

借りまして、そこでシルバー人材センターの方から、仕分け、分別をさせていただき事業でございませう。

あと、運搬費と処理料をどちらが高いかどうかということですが、とりあえずは私も予算にあげるときに、一応業者と保健所と相談しまして、まだ、魚沼市さんと十日町さんの方で単価が定まっておりますが、一応運搬費の方では、いろいろ距離等も違いますが、一応、トンあたり1万3,400円。処理の方で1トンあたり2万3,000円弱で一応積算させて予算計上させていただきます。

福祉課長 義援金の考え方についてお答えいたします。この義援金の考え方につきましては、従来というか今までにあった災害救助法だとか生活再建支援法の対象とは全く別の考え方でありまして、この義援金の配分額によりまして、それぞれ該当者の口座に振り込む、という形で行われます。

保育課長 「すこやか誕生祝い金」の質問でございますが、これは旧六日町時代ではなかった事業でありまして、既に旧大和町さんでは行っていた事業で、合併後新市において、新たにまたここで取り組むことになったということでありまして、子育て支援という立場から、第3子、第4子につきましては、それぞれ3子にありましては10万円、4子にあっては20万円をお祝い金として差上げた中で子育て支援をしていきたい、という主旨の内容の事業でございます。以上です。

商工観光課長 それでは120ページの井戸の台帳管理と墓地の関係がございませうが、詳細の部分につきましては担当が環境の方でございますので、そちらの方で補足説明をいただきたいわけでございます。まず井戸につきましては、六日町と大和町両方で実施をございまして、おおむね各600万円がちょっと切れるぐらいという内容でございます。これにつきましては井戸を個々に把握をして、その住所や場所等をパソコンの中に入れていくというような内容のものを作る、というようなことで私の方で伺っております。それから墓地につきましてはやはり同じようなことで、どこにどういふ墓地があるということを一目瞭然に見れるような、要はボタンをぱっと押すとどこか出てくるというような内容のものだというふうには私は伺っておりますが。以上です。

環境課長 雇用の関係ですので、ちょっとここで人数の関係を説明させていただきます。一応六日町地域から4名、平成16年7月1日から16年12月17日でしたかね、までに予定になっております。また大和地域の方からは5名、7月1日から11月の30日。いずれもハローワークを通じての雇用になっております。

社会教育課長 198ページの「総合スポーツクラブマネージャー業務委託料」の関係でございますが、これは知識技術を有するものを1名に対して、市の方で業務委託を行っております。業務の内容でございますが、総合型地域スポーツクラブというのがございまして、そのモデル事業の実施のための事務、それから水泳指導等々を行っております。以上です。

岩野 松君 いろいろありがとうございました。まず98ページの「すこやか誕生祝い金」の500万円というのは、ずいぶん乳幼児のそういうあれにしては額が多いなあという

感じはするんですけども。では大和町でのデータ的にお聞かせ願いたいんです。いつ頃から始まって出生率が若干向上したかどうかということもちょっと、データでは効果があるかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。私は乳幼児医療費の無料化をお願いしたいと思っていて、これに比べるとずいぶん多いなあという思いもありますので、あわせて内容をお聞かせいただきたいと思っています。

それから、井戸の台帳とか墓地のことは、そうすると今度パソコンにそれぞれ皆さんの持っているのが、全部データで出るといふふうに考えてよろしいのでしょうかでしょうか。以上です。

保育課長　　まず最初にこの予算の根拠ですが、第3子につきましては一応30人で10万円という内容でございますし、第4子については10人で20万という内容でございます。それで旧大和地域の実績はどうなのかというのはちょっと、今手元に資料がございませんので、今議会中によろしければお答えをさせていただきたいと思いますが、出生率の関係で申し上げますと、平成15年度の実績では年間392人、それから平成14年度も同じく392人、平成13年度が408人と、いうことで、出生率につきましては年々減少傾向にあるということです。であります、そういう意味、そういう中の支援策として、第3子あるいは第4子を一生懸命産んでいただいた方には、何がしかの支援をしていきたいという主旨の内容でございます。以上です。

商工観光課長　　岩野議員さんのおっしゃるとおりでございます。ただこれは一般の皆さん方に出せるデータということではなくて、あくまでも庁舎の内部で使用するデータだといふふうに、今伺いましたが。以上でございます。

牛木芳雄君　　先程の質問にもあったわけですけども、72ページでしょうか、ETC車の補助金についてもうちょっとお聞かせをいただきたいと思います。合併協議会の中で、大和町、旧大和町の悲願ともいえるインターの設置ということが掲げられたわけですが、ETC専用のインター、スマートインターということです。先程の答弁によると、200台ぐらいの通行を見込んでおると、これは目標だということです。それぞれ189台で、今回の予算では450台を補助して、市民の皆さん方から利用していただくこと、ということだと思っております。なかなかETCは、失礼ですけども私なんかは使い勝手が悪いなあといふふうには思っているんですが、それではやっぱりそれなりの経費かけてもなかなか普及をしないわけですね。できればこういうことであるなら、今後の運動として例えば一般車でも通れるような、一般車でも利用できるようなインターの設置といいますが、インターにできるようなそういうふうな運動、あるいはそういう見込み等々についてはどういうふうにお考えであるか、まず聞かせていただきたいと思います。先程490台といふふうに答弁があったわけですが、5,000円だとすると450台ぐらいになるんじゃないかなといふふうに思っていますが、聞かせていただきたいと思います。

128ページ、細かくて恐縮ですが、農林課長ですか、農業経営の基盤強化と利子補給ですね。これはスーパーL、スーパーSという資金が数年前に　　もっと前ですかね　　でき

てこれを低利の金利で貸付をするというふうな鳴り物入りで始まったわけです。なかなか利用する側としては、申請が面倒であったり繁雑であったり、あるいはこれを受け付ける役所の側　今は農林課ですけれども、なかなか職員の皆さんが、やはり繁雑だということで、あまり六日町の例では、私の記憶違いでなければ利用者がなかったのではないかなというふうに感じているわけですが、国の政策でもあるこういう有利な資金を、もっとこう借りやすくして利用しやすいような方向での対策はあるのかなのか。

細かくて恐縮ですが断って言っているんですけれども、134ページですが分収造林あります。これはかつて私たちの町の議会でも問題にした議員もいたわけです。例えば今、広葉樹を切って、針葉樹を植えるというふうな議論があったわけです。私は今回はそれは言いませんけれども、例えばここへあがっている2つの地区があるわけです。そのうちの1つの地区は私の近くですでお話しますけれども、1.6ヘクタールもの斜面を丸裸にして、これから雪が降る時期でありますし、例えば雨の降る時期でもあります。全くその斜面の下に住んでいる住民にさえも説明がなかった。「これこれをこういうふうにするわけだが」という説明がなかったというふうに聞いてるんです。私は植林をするのは、針葉樹を多分植えると思うんですが、良い悪いは別として、やはりその地元にそういうことをするときには話をするのも然るべきかなというふうに思っていたんですが、その辺も含めて、3点を質問しました。まことに細かい質問ですいませんでしたが、よろしく願いいたします。

市長　ETCの件です。数字のことについては後程課長が説明申し上げますが、今度は市長車ということになります。今これにETCをつけてありまして、私も県庁いたり、昨日一昨日はさいたま、深谷、千葉県岬町とまわってきましたけれども、非常に便利であります。そういうことも含めまして大和のインターに、ETC以外の通常のインターという考え方は、私は持っておりません。このETC専用でやっぱりいきたい。これは必ずそう遅くない時期にETCが相当普及するものだというふうにも実感として考えております。ですので、今450あるいは490台、1日平均200台の通過をとにかく何とか目指して、仮でなくて本設置というふうにとにかく漕ぎ着けたい、そういう思いであります。ETCで十分インターの、なんといいですか目的は達成するものだというふうには私は考えております。数字はお願いします。

企画情報課長　インターのこの補助金の総額ですけれども、225万円の予算計上ですけれども、この450台分が今予算にはあがってるわけです。全体では490台分ということになります。既に合併前に払っているものがありますし、その後、交付請求しまして、新市になってまだ支払いきっていないものがあるというようなことの中で、総額では490台分を目指しているわけです。国はインターの利用率、稼働率は今市長が言いましたように、相当あげるべく研究してるわけですが、実際の湯沢町等のインターの利用率が20パーセント程度らしいんですけども、それを国は補助でこ入れをしながら50パーセント程度までに引き上げていきたい、というような考え方を持っているようでございます。それから、今回は試行というか、試験運行でございますので3ヶ月というようなことがありますけ

ども、皆さん方の利用率ですか、高めていただければ、これが実際の本当のインターということになりまして、そういったことでもって今後対応していきたいというふうに考えてるわけです。

農林課長　　まずスーパーL資金の利用勝手が悪いというようなことでございますけども、これにつきましてはご存知のように、認定農業者が対象になってるということで、経営資金ですとか、農業の向上のために借入れ等をするという際の資金でございます。これにつきましては当然国の方から大部分の利子補給があるという中で、審査会等が開かれるというようなことになっておりますので、何でもいいから借りるというわけにはいきませんが、できるだけそれらの審査期間等を短くするとかする中で、できるだけ借入者に迷惑のかからないような審査等についてはしていきたいと思います。ですがその要件等を下げるといようなことは、これは国の方の定めでありますので、町単独ではできないということになります。

それから分収造林につきましては、市等の山林等の造林になるわけでございますけども、特に六日町のその16年度の当初の事業等については、私はちょっと議員がおっしゃることについて承知しておりませんが、この事業につきましても、当然山林を、造林したり育成したりというようなことになるわけでございますので、事業主体としては森林組合等に任せるとしても、地域の合意といいますか、それらも踏まえた中で、これからはしていかなければならないと。針葉樹だけでいいのか、広葉樹等も植え付ける必要があるのではないかと、という意見もございますのでその辺も、経済的な部分もありますから、広い意味で検討、調整する中で、今後は分収造林等についても、努めてまいりたいというふうに考えております。

議　　長　　質疑を終わることに異議ありませんか。

（「続行」の声あり）

上村 守君　　長くなって恐縮ですが、私はこの予算書を見て、どこの項だとか何ページだとかとは言いませんが、補助金、それから委託料という項目が非常に多いんです。それで、これは合併協議の中でも私は何度か旧町長にも申し上げたんです。例えばですね社会福祉協議会、土地改良区、観光協会、森林組合ですね、商工会、シルバー人材、等々いわゆる外郭団体に対する補助金がございます。こういうものは、我々行政の側は合併をしたわけだから、まあ社会福祉協議会と一緒に合併をしますよという話になった。しかし商工会はまだ合併をしないのだと。あるいは、観光協会は両町で合併をしないといったけども事は進んだ、というように聞いているんですけども。

そういう状況も、どう把握をして、私はこういういわゆる外郭団体についての補助金は、できるだけ市長の指導性を発揮してもらって、例えば土地改良区であれば、六日町の土改あるいは五城土改は理事長さんは非常勤だと。ところが大和郷の土地改良は、土改の理事長は常勤なんだと。そういうものを、また合併を勧めるなり指導力を発揮してもらって、そういう外郭団体の経常経費を減らして、補助金もできるだけ節約をするという指導性を発揮し

て欲しいと思ったんです。ですが先程の財政課長の説明ですと、「両町が持ったものを持ち寄って、ここ数ヶ月間だからそれで乗り切りましょう」という言い方をされたんですが、私はどうもそういうことでは納得できないんで、いわゆる外郭団体の合併に対する議論が、我々が合併議論をしていた以降どういう進み方をしたのか、あるいはその補助金に対する考え方を市長はどういう姿勢で臨んだのか、これをお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点は委託料であります。いっぱい委託料があって、行政でやらなくていいことは民間にお任せしましょう、という姿の中で委託料というのが組まれていると思うんです。私は、行政を合理化したけども、双方が寄って、わざわざ委託しなくてもいいのが今役場が2つ寄って市役所になったので、わざわざ外部へ委託しなくても職員が自らやることによって委託料を削減できるような部分があるのではないかと、そういうふうに思っていたんですよ。しかし、そうはなっていないようで、さっきの財政課長の話と同じように「両方の委託料を持ち寄って、足して半年乗り切りましょう」という考え方のようですが、私はこれも、少し精査が必要であったのではないかと、思うんです。例えばですよ、市長を前にして失礼かと思いますが、ここに市長の専用車の委託料がのってるんです。ところが両方の町の運転員さんは寄ったら今は除雪の関係で仕事は大変あるようですけども私は外部委託に出さないで、その運転員の人たちの手の空いた人から市長の運転をやってもらったら、ここにのっている予算は執行しなくても済むのではないかと、というふうにこの予算書を見て率直に思いました。この補助金委託料に対する考え方を少しきちんと聞いておきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

市長 まず最初に補助金部分といいますが、外郭団体の合併に対する取り組み状況であります、ご承知のように社会福祉協議会は合併をいたしました。新しく南魚沼市社会福祉協議会がもう発足をいたしております。

それから、観光協会も南魚沼観光協会ということで、一応合併をして発足をしております。

商工会はですね、これはいろいろ県の補助金制度との関連もありまして今、合併をいたしますと、県からの補助金が打ち切られる状態、いわゆる組織率が非常におかしくなるということでもあります。それで当面は合併をせずにその推移を見守りながら、いずれは合併をしよう、という方向だということになっております。

森林組合は2月1日に、これはもう南魚沼郡が一体となる合併に進んでおりまして、先般、予備調印も終わりましたし、来年の2月1日が合併期日ということになっております。

土地改良区につきましても、これはやはり塩沢町さんの一時、町村合併の方の離脱がございまして、土地改良区としてなかなか、その土改の合併に進まなかったわけですけども、これから塩沢さんがもしもですね合併ということになりますと、一気に土地改良区の合併も進む方向だろうと。私も進んでいただきたいと思っておりますので、そういうふうな、指導ではございませんけれどもお願いをしながら、広域合併を土地改良区についても進めていきたいという考えを持っております。

それで当然合併効果等があらわれまして、補助金が少なくなる方が私どもにとっても良い

わけですが、まだ新年度部分につきましては、ちょっとこれからいろいろ要望を受けたり、また査定をしたりであります。当該、この16年度分につきましては、どこももう合併したからすぐ職員が要らなくなったとか、そういう状態には至りませんのでとりあえず、六日町と大和町で盛っていた予算を今のところあげてあると。当然また執行にあたっては精査いたしますけれども、そういう状況だというふうにご理解いただきたいと思います。

委託料であります、これは市長車は委託で今やっております。その職員が余ってるということではありません。業務の關係の職員の皆さん方は今、上村さんがおっしゃったように、これからまたそれぞれ仕事があります。それでこれを委託でやっておりますと、一番人件費的に、なんといいいますか効果があるのが、超勤関係であります。例えば昨日も、岬町から帰って来ました。何とか5時までに着きましたので、これは時間より早く終わったと。例えば7時頃、9時頃とかそういう予定をしてるわけです。そうなりますと委託の關係につきましては超勤手当とかそういうことが一切ございません。年間いくらとかですね、そういうことで渡してありますので。ところがやっぱり職員になりますと、もう1時間幾らと、そういうこともずっと生じてまいりまして、非常に高額になるということです。ちなみに六日町が平成15年度、町長車にかけた費用が1,000万円を超えております。16年度、運転手を交換したその効果で、約700万円まで減っております、この委託をしたことによって、年間500万円に減額されていると。ですから15年度の半分で済んでいると、そういう状況があります。ですから、これはされる委託はすすめていかなければならないと。ただおっしゃったように無駄の委託をなんてことは全く考えておりませんので、この執行にあたってもまた十分注意をしながら、最小の経費で最大の効果を生むような、そういう方法を一生懸命追求していきたいと思っておりますのでまたよろしく願いいたします。

上村 守君 市長の答弁のとおりで私は受け入れますが、来年、16年度の予算編成の時点で、市長から十分なその補助金あるいは委託料、そういった私のような見方をする目もあるわけですので、17年度の予算を組む段階で、十分やはり配慮をして精査をしていただきたい、ということをお願いしておきたい。終わります。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

笠原幹夫君 私は本予算案に反対の立場で討論に参加したいと思います。

総額118億なのがしかの予算ですけれども、度々説明の中にもありましたように、大和町と六日町の予定していた予算をそれぞれ持ち寄ってという話が出てきました。しかし、確かに形ではそうでしょうけれども、当然南魚沼市としての予算になるわけですから、そういう意味で合併した町づくり、合併されてからの町づくりがどういう方向に進もうとしているのか、そういうものがある程度見えるような予算を組むべきではないかというふうにご考えています。特に今回は地震がきたということもあって、その対応とちょうどこの合併の出発点

とが重なって、非常に大変だったと。今までの例から見ても大変な状況だったということも十分理解されます。しかし、残念ながらやはり新しい、「新南魚沼市」というような面をはって、誇れるような予算にはなっていないのではないかという気がしてなりません。

総額118億円ですが、前の予算に比べると約25億円余計ですけれども、その内容は特例債14億円、それから災害の関係が5億円ぐらいで、そういうものが増えてるという状況ではないかと思えますけれども、災害についても言えば、先程私は質問の中でも言いましたが、特例債をどうするかという点も含めて、いわゆる建設計画の具体化というのが遅れているという中で、なおさら新しい町づくりが見えてこないという結果になってるのではないかと、というふうに考えるわけです。

さらに予算の組み立て方でも、今回みたいな組み立て方が町村合併で塩沢町が入ってくるような状況が生まれてきた場合は、またしても3月以降そういう形ができるのではないかと。したがってそういう点では、スタートの時点での、いわゆる腰を落ち着いた町づくりの出発がなかなかできないという状況が続いてしまう、という点が懸念をされるわけであります。そういう意味で私は、塩沢町との町村合併についても疑問を持っている1人でございますが、そういうものにつながるような予算の組み立てになっているという点で、私は本予算に反対をするものでございます。

なお、もっとはっきり言えば、良いとか悪いとか抜きにしても、井口カラーが見えてこない。本予算に井口カラーが見えないという点があります。

今まで述べたような理由によって無理な面があるかとも思いますけれども、いずれにしろ、いわゆる住民にとって「本当になるほど変わっていくんだ」と、「新しい町づくりに向かってスタートに立ったんだ」というような思いを抱かせるような予算にはなっていない、というふうに考えるわけです。そういった点を指摘をして、本予算に反対をするものでございます。皆さん方のご理解をよろしくお願いします。

議長 　ただ今の26番議員の発言は、原案に反対の討論でありました。
原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、討論を終わります。

議長 　採決をします。

第9号議案 平成16年度南魚沼市一般会計予算、本案は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第18、第10号議案 平成16年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計予算、日程第19、第11号議案 平成16年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第20、第12号議案 平成16年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第21、第13号議案 平成16年度南魚沼市老人保健特別会計予算、日程第22、第14号議案 平成16年度南魚沼市下水道特別会計予算、日程第23、第15号議案 平成16年度南魚沼市観光施設特別会計予算、日程第24、第16号議案 平成16年度南魚沼市訪問看護特別会計予算、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

農林課長 (説明を行う。)

総合市民課長 (説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

総合市民課長 (説明を行う。)

企業課長 (説明を行う。)

商工観光課長 (説明を行う。)

保健課長 (説明を行う。)

議長 7議案一括質疑を行います。

質疑をする際には、お手元の予算書の質疑力所のページ数を言ってから発言して下さい。

種村俊夫君 国保会計についてお伺いいたします。担当委員会ですので、簡単に質問させていただきますが、250ページです。雑入のところへ大和町と六日町の剰余金が出てまして、暫定予算でも大和町は5,000万円、雑入で繰り入れまして、264ページのところへ予備費としてその全額が次年度に繰り越されるというふうになっております。旧大和町の委員会とか議会では、いつも問題になっていたのが「それだけの剰余金を出す必要がない」という話だったんですが、しかしながらそれは、「激変緩和のためのそれはしょうがないんだ」ということで私たちも納得してまいりました。現に旧六日町と旧大和町の国保税の想定額は、現在2万円の差がございます。それで大和町としては原資としてその1億5,000万で激変緩和に対応するという、今までの委員会、議会での話し合いできたわけです。現実問題としてこれを、1億6,000万円を次年度に予備費、今年度特別インフルエンザなどが大流行でもなければ、このまま私はいけるかと思うんですが。次年度のその国保調定額はどの程度ぐらいになるかな、ということをお伺いしたいと思います。

総合市民課長 現在新年度の予算の編成中ということでありまして。ただ医療費の関係、それから政府からの繰入金の関係等々、今精査をしている段階でございます。はっきりとどのぐらいの額ということが、今ちょっとここでまだ私の手元にはございまして、両旧町の現在の調定ぐらいの額にはいくのではなからうか、というふうには思っているところでございます。具体的にはっきりと申し上げられませんが申し訳ございません。

種村俊夫君 旧大和町の厚生委員会でもいつも執行部方はそう言って、ではいくらにな

るんだという試算は全然してなくて、進んでいってしまっているんですね。だから、私達は「激変緩和になりますよ」ということで納得してきたし、それが剰余金として残ってあと2万の差はついてそれが上がっても私たちはそういう 介護保険に関しましては六日町の方が安いのです。で人間は六日町の方がいっぱいいますので お互い合併のためには全財産、借金も財産も持ち寄ってということですので。私はそれが使われて云々ということじゃないのですが、実際の話、町民方に説明したりとかそういうときに、合併したから高くなったということになれば、またいろいろの問題がでてくると思うんです。ですから私はその辺の試算をしていただきたいんです。この前の旧大和町の委員会でも「試算をしたのか」と言うと、「してない、してない」ということだけで全然、答弁がはっきりしないんですね。ですから、しっかりこういうことで1億6,000万円も予備費として残しておいてね、繰り入れられるわけですから。では2万円の差がどの程度になるのかと。私たち旧大和町の人はいくらあげればいいんだ、六日町の人はいくら下がるんだ、ということぐらいは合併効果ということで、きちんと試算して当然でしかるべきだと私は思います。

今、ちょうど予算を組んでいるってことですが、大体国保税の調定額算定のときには、「医療費の5パーセント伸びですよ、高額医療費何パーセントの伸びですよ、あと退職者がどのくらい増えますよ」と大体の公式みたいなものがあって大体わかるのでしょうか。ですからはっきりとは言えないとは言いながら、1億6,000万円のその予備費をもって大体どのくらいになるのか。それをちょっと教えてください。

総合市民課長 大変申し訳ありませんが、私が今その部分の積算をしてございませんので、今議会中にお示しをさせていただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思えます。

中沢俊一君 老人保健、319ページについてお伺いします。医療給付費が当初の見込みに比べて3億円アップ、という確か説明ありましたよね。4,400円毎月1人あたり伸びているというような説明がありましたが、以前私は別の件で旧町時代に質問したことがありますけども、この伸びというのが、私から見るとほんとに著しすぎるんです。国保の例をあげて申し訳ありませんが、1人あたりのその国保給付金というのが、旧大和、旧六日町結構低かった。そこからのこの伸びなものですから、ちょっと本当に何が原因なのか、よく原因を究明しておいて欲しいというふうに質疑申し上げた経過があります。これは他のこういう類似の年齢構成もってる町村に比べて、正当な 正当というのも変ですけども ちゃんとした伸び率であるのか。またどういう原因があるのかちょっと調べてあったら教えてください。

総合市民課長 全国的にやはり老人医療費の伸びというのは、年々伸びておりまして、1人あたりの医療費で これは15年度になります旧町で申し上げますと、大和町では60万4,000円ほど。六日町では57万4,000円ほどになっております。県平均では、これはちょっと14年度になります62万4,000円ということです。一番県内で低いところが羽茂町の44万5,000円ほどであります。それで先程も説明を申し上げましたが、

平均受給者数については10名ほどなのですが、そう大きく変わっておりません。1人あたりの給付額が増えているということでございまして、これにつきましては、手術を伴う入院の関係が大きいものと、そういう内容であります。

中沢俊一君 その辺の1人あたりの大体の目安が今わかりましたが、その伸び率がちょっと気になるんです。いま手術が多い、伸びてるという話を聞きましたが、何か原因があるのか。本当に根本的に、衛生指導の面で問題があるのか、あるいはまた別の面で問題があるのか。私は原因を究明しないことには、町民の健康に関わることでありますから、また税負担に関わることでありますから、よく精査をして追求をしておいて欲しいと思っております。今のその伸び率ですよ、伸び率について全国の平均であるとか県の平均であるとか他の町があるわけですが、この4,400円毎月伸びてるこれが、許容の範囲にあるのかどうかをひとつ聞かせて下さい。

総合市民課長 許容の範囲がどの程度というのはちょっと申し上げられませんが、やはり医療費の伸びを抑えてくという、そういう取り組みというのは、たいへん必要なことだと思っております。そういう意味で、医療費適正化事業といいますか、レセプトの点検とか、そういう事業を行っておりますし、また旧六日町では保健事業に取り組んで少しでも予防に役立てるような形で、そういった事業を行っているわけです。そういう事業に取り組んで、いつまでも元気でいられるという方向にもっていかなければならないのではないかとこのふうには思っております。

岡村雅夫君 戻りまして、国保の250ページですが、先程に関連しますけれども、両町が合併するに對しての協議の中で、基金の積立目標、それは多分大和町は達成はしてない、大体2億円という予定だったんですが1億3,000万円ぐらいに多分なっていると思うんです。基金残高がそうすると六日町さんはそれなりきの基金残高というような形になると思うんですが、それでまた残額、剰余金を持ち寄った中でこういった今ほど指摘の部分があるわけです。私は足して2で割って来年の国保税が決まるという問題ではないというふうにとらえているのです。ぜひ、何故、何が違うのかと。私はよく医療環境が違うんじゃないかと。ですから六日町が医療費が高いというふうに私はとらえてるんですが、その辺の分析をしていただくと、いま剰余金をその分配、要するにならしに使って、若干六日町が下がったからよかった、という問題では片付けきれない部分があると思います。そうした中で、以前大和町は4万円台ということもあったわけでありまして、1人当りの医療費が、国保税が。そういった中で、何をやってきたかというあたりが、今後市民が望むところでもあり、また施策的に展開してく部分ではないかなというふうに思いますので、保健課等々も、こう交流をしていただいて、その何と申しますか、原因を追求すべきでないかなと、というふうに思います。

先程の合併効果という面からひとつ考えてみますと、旧大和町民にとってみれば、かなり国保税が、一時的に1億円を使いましたので、下がったわけでありましてけれども、今回今度はこれを1億6,000万円を、もし減税にあてるとしたならば、あがるわけでありまして。そ

ういう点、非常に合併効果としては、大和町は大変な事態がおきるわけでありまして、逆効果ですね。その辺、どういった方針を持つのかというあたりも、やはり担当課だけの問題ではなく、どう処理していったのが一番両市民、要するに今度は新市の市民にとっていいのかというあたりは、これはやっぱり市長がどう使えという部分だというふうに思います。今即答できなくてもいいですけども、非常に奥の深い問題でありますので、ぜひ研究をして、その方針を出していただきたいなと思いますが、所信があったらひとつ、お聞きしておきます。

市長 先程担当課長が話しておりますように、なかなかそのつかみきれない部分ということで、今どうこうということは申し上げられませんが、基本はやはり、金を残しておくばかりが能でもありませんし、うまく使いながら市民の皆さん方の負担軽減をやっぱり最大限図らなければならぬと、そういう基本で臨ませていただきたいと思っておりますので、またご指導よろしくお願いいいたします。

議長 他に。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第10号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第10号議案 平成16年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第11号議案に対する討論を行います。

(「討論あり」の声あり)

討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。

関 忠良君 それでは私は、本案に反対の立場で討論に参加します。ただ今の前段の質疑にもありましたように、この保険というのは、自営業者、並びにサービス業者とか、本当に所得の安定してない人たちのためにある組織でありまして、特にこの不況と震災の中で、今後かなりの影響が出てくると思われます。その中で、通常でも年々保険税の滞納がどんと広がって、保険証の発行停止とか、短期保険証とかそういう問題が増えているのが現実であります。私たちは旧町の中でも、ちょっと保険税を引き下げるべきだという主張をしてまいりました。しかし、本予算を見ましても、雑入で1億2,000万円をうけて、さらに予備費では1億6,000万円。4,000万円増やしているわけであります。ただ今の質疑にもあ

りましたけれども、そうした中で、では今後の見通しはどうかということに対しても、なかなか試算ができていないということでもあります。私は、そういう立場から、本予算はこの新しい出発にはもっとこの厳しい、この南魚沼市民の現状を踏まえて、この剰余金を引き伸ばすということじゃなくて、保険税をなるべく低く抑えるために切り替えるべきだ、というふうに感じた次第でございます。そういう立場から、本予算に反対するものであります。

議 長 原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 採決をいたします。

第11号議案 平成16年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第12号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決します。

第12号議案 平成16年度南魚沼市介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第13号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決します。

第13号議案 平成16年度南魚沼市老人保健特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第14号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。

第14号議案 平成16年度南魚沼市下水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第15号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をします。

第15号議案 平成16年度南魚沼市観光施設特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第16号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第16号議案 平成16年度南魚沼市訪問看護特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をしました。

次の本会議は12月20日午前9時30分から当議場、議事堂でひらきます。

閉会します。ご苦労様でした。

(午後4時46分)